

新生児聴覚検査費用を公費助成します

新生児聴覚検査とは・・・生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚障がいの疑いの有無を調べる検査で、入院中に赤ちゃんが眠った状態で行います。生まれつき聴覚に何らかの障がいをもつ赤ちゃんは、1,000人に1～2人と言われています。早期に発見し適切な治療や支援につなげることで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな成果が得られます。とても重要な検査ですので、ぜひ検査を受けましょう。

1、助成対象者

- ・検査を受けた日において東根市に住所を有する新生児の保護者



2、対象となる検査と助成額

- ・対象となる検査・・・自動聴性脳幹反応検査（AABR）または、耳音響放射検査（OAE）
- ・助成額・・・お子さん1人につき、初回検査・確認検査（初回検査で再検査の場合のみ）について、それぞれ1回、検査費用の全額を助成します。

※検査費用は医療機関によって異なります。保険診療に係る費用は助成対象外となります。

3、助成の受け方

（1）下記の「東根市との委託医療機関」で検査を受ける場合

必要事項を記入した「新生児聴覚検査受検票（※）」を医療機関に提出し、入院中に検査を受けてください。

所在地	医療機関名
山形市	山形大学医学部附属病院、山形県立中央病院 横山病院、さいとうバース&レディースクリニック
新庄市	山形県立新庄病院
寒河江市	国井クリニック
天童市	さとうウィメンズクリニック

※新生児聴覚検査受検票は、母子健康手帳と一緒に交付した「妊婦健康診査受診票」の1番後ろに綴られています。

（2）上記（1）以外の医療機関で検査を受ける場合

東根市との委託医療機関以外で受検した場合は、受検票を使用することができません。検査費用を一旦全額自己負担していただき、下記の必要書類をご準備のうえ担当課へ申請していただくと、償還払い（払い戻し）での助成となります。申請できる期間は、検査を受けた日から6か月以内です。

<必要書類>

- ①医療機関発行の領収書・明細書
- ②聴覚検査の結果がわかる書類（母子健康手帳など）
- ③未使用の東根市新生児聴覚検査受検票
- ④申請者（児の保護者）名義の口座の通帳

【問い合わせ】

東根市健康福祉部健康推進課 保健係
（さくらんぼタントクルセンター内）
☎0237-43-1201・0237-43-1202
（平日8:30～18:30）